

山形市重粒子線がん治療費利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公的医療保険が適用されず高額の治療費がかかる重粒子線がん治療における市民の負担を軽減するため、金融機関からがん先進医療に係る費用の融資を受けた市民に対し、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和52年市規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において利子補給金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 重粒子線がん治療 山形大学医学部附属病院において実施される公的医療保険の適用外となる先進医療として国から認められた重粒子線がん治療をいう。
- (2) 先進医療特約保険等 がん先進医療に係る給付金を受け取ることとする保険契約又は共済契約をいう。
- (3) 協力金融機関 山形県の依頼に基づき、県内市町村が実施する重粒子線がん治療費利子補給金交付事業に賛同し、これに協力する金融機関等をいう。
- (4) 専用ローン 協力金融機関による重粒子線がん治療の照射治療費を融資の対象とするローンをいう。
- (5) 保証料率 専用ローンの返済の保証を受ける者が保証者に支払う保険料又は手数料の率をいう。

(利子補給対象者)

第3条 利子補給金の交付の対象となる者（以下「利子補給対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 重粒子線がん治療を受けた者
 - イ 重粒子線がん治療を受けた者と住民基本台帳上同一の世帯に属する者
 - ウ 重粒子線がん治療を受けた者の親族（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族をいう。以下同じ。）
- (2) 利子補給金の交付の対象となる重粒子線がん治療を受けた者が次のいずれにも該当すること。
 - ア 重粒子線がん治療の照射治療の開始日の1年以上前から引き続き住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者であること。
 - イ 市税等の滞納がない者（滞納している市税等を分割等の方法により納付している者又は分割納付の誓約書を提出した者を含む。）であること。
 - ウ 前年（1月1日から5月31日までの間に第8条に規定する申請をした者にあつては、前々年）の地方税法（昭和25年法律第226号）第313条第1項に規定する

総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額からそれぞれ同法第314条の2の規定による控除をした後の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「課税総所得金額」という。）が600万円以下の住民基本台帳上同一の世帯に属する者であること。

（交付対象借入金）

第4条 利子補給金の交付の対象となる借入金（以下「交付対象借入金」という。）は、重粒子線がん治療に係る照射治療費を用途とした専用ローンの借入金とし、314万円を限度とする。ただし、山形市重粒子線がん治療費の助成及び先進医療特約保険等の給付を受け、又は受ける予定である場合は、314万円からその助成金及び給付金の額を減じて得た額を限度とする。

（交付対象利子）

第5条 利子補給金の交付の対象となる利子（以下「交付対象利子」という。）は、交付対象借入金に係る償還金について、利子補給対象者が協力金融機関との間に締結した専用ローンの金銭消費貸借契約（以下「金銭消費貸借契約」という。）の約定利率をパーセントを単位として年利率に換算した率（6パーセント（保証料率を含む。）を限度とする。）をもって計算したものとする。ただし、償還すべき日の属する年を経過した後に支払った償還金に係る利子、延滞利息等を除くものとする。

（交付対象期間）

第6条 利子補給金の交付の対象となる期間（以下「交付対象期間」という。）は、金銭消費貸借契約に基づき最初に利子を支払った月から起算して84か月間とする。

（利子補給金の額）

第7条 利子補給金の額は、交付対象期間において支払った交付対象借入金に係る利子（交付対象利子に限る。）に相当する額（その額に1円未満の端数が生じるときは、その端数金額を切り捨てた額。以下「利子相当額」という。）から利子相当額に2分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じるときは、その端数金額を切り捨てた額）を減じて得た額とする。

（利子補給対象者の認定申請）

第8条 利子補給対象者として認定を受けようとする者は、原則として、重粒子線がん治療に係る照射治療費の支払日から起算して6か月以内に、山形市重粒子線がん治療費利子補給対象者認定申請書（別記様式第1号。以下「認定申請書」という。）次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、重粒子線がん治療の実施後、期間を置かず他のがん治療を開始する必要があるなどやむを得ない事由により照射治療費の支払日から起算して6か月を経過する日までに申請することが困難であった場合に限り、その事由を記載した書面を認定申請書とともに提出し、相当の事由であると市長が認めるときは、照射治療費の支払日か

ら起算して6か月を経過した後も申請をすることができる。

- (1) 重粒子線がん治療を受けた者又はその者と住民基本台帳上同一の世帯に属する者が申請者となるとき 次に掲げる書類
 - ア 重粒子線がん治療の日程が分かる書類（予約票の写しなど）
 - イ 重粒子線がん治療に係る照射治療費の支払を証明する書類（診療料金の領収書の写し、先進医療特約保険等の給付金の額が分かる書類など）
 - ウ 誓約書兼個人情報取得に関する同意書（別記様式第2号）
 - エ 協力金融機関と締結した金銭消費貸借契約書又はこれに準ずる書類の写し
 - オ 協力金融機関が発行する返済予定表の写し
 - カ 重粒子線がん治療を受けた者と住民基本台帳上同一の世帯に属する者の当該年（1月1日から5月31日までの間に申請した者にあつては、前年）の1月1日時点の住所地が本市以外の場合にあつては、その住所地の市町村が発行する前年（1月1日から5月31日までの間に申請した者にあつては、前々年）の課税総所得金額を証明する書類
 - キ その他市長が必要と認める書類
- (2) 重粒子線がん治療を受けた者と住民基本台帳上同一の世帯に属さない親族が申請者となるとき 次に掲げる書類
 - ア 前号に掲げる書類
 - イ 重粒子線がん治療を受けた者の親族であることを証明する書類

（利子補給対象者の認定）

第9条 市長は、前条の規定により山形市重粒子線がん治療費利子補給対象者認定申請書の提出があつたときは、その内容を審査の上、当該利子補給対象者としての認定又は不認定を決定し、山形市重粒子線がん治療費利子補給金交付対象者の認定について（別記様式第3号）又は山形市重粒子線がん治療費利子補給金交付対象者の不認定について（別記様式第4号）により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（利子補給認定者の遵守事項）

第10条 前条の規定による認定の通知を受けた者（以下「利子補給認定者」という。）は、規則及びこの要綱の規定に従わなければならない。

- 2 利子補給認定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、山形市重粒子線がん治療費利子補給金変更届出書（別記様式第5号）により市長にその旨を届け出なければならない。
 - (1) 金銭消費貸借契約の内容に変更があつたとき。
 - (2) 住所又は氏名の変更があつたとき。
 - (3) 交付対象借入金を繰上償還したとき。
 - (4) 協力金融機関に対する割賦償還金の償還を行わなかつたとき。

（利子補給金の交付申請）

第11条 利子補給認定者は、原則として、毎年1月1日から12月31日までの間に支払

った交付対象利子の合計額について、規則第5条の規定にかかわらず、山形市重粒子線がん治療費利子補給金交付申請書兼請求書（別記様式第6号。以下「交付申請書兼請求書」という。）に次に掲げる書類を添えて、翌年1月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 利子補給認定者であることを証明する書類
- (2) 協力金融機関と締結した金銭消費貸借契約書又はこれに準ずる書類の写し
- (3) 協力金融機関が発行する返済予定表の写し
- (4) 山形市重粒子線がん治療費利子補給金利子支払証明書（別記様式第7号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、2年目以降の申請をするときは、内容に変更がない限り同項第1号から第3号までの書類の添付を省略することができる。

（実績報告）

第12条 規則第13条の規定にかかわらず、前条の交付申請書兼請求書の提出をもって、規則第13条の規定による報告に代えるものとする。

（審査及び結果の通知）

第13条 市長は、第11条の規定により交付申請書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査の上、利子補給金の交付を決定したときは、山形市重粒子線がん治療費利子補給金交付決定及び額の確定について（別記様式第8号）により当該申請者に通知するものとする。

（加算金及び延滞金）

第14条 利子補給金の交付を受けた者は、規則第17条第1項の規定により利子補給金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る利子補給金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該利子補給金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付済額を減じて得た額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市長に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、納付した金額が返還を命ぜられた利子補給金の額に達するまでは、その納付した金額は、まず当該返還を命ぜられた利子補給金の額に充てられたものとする。

3 利子補給金の交付を受けた者は、利子補給金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付済額を減じて得た額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市長に納付しなければならない。

（返還の申出）

第15条 利子補給金の交付を受けた者は、利子補給金の交付を受けた後に当該利子補給金の返還を申し出ることができる。

- 2 市長は、前項の規定により利子補給金の返還がなされた場合は、前条第1項に定める加算金の納付を不要とすることができる。

(書類の整備等)

第16条 利子補給金の交付を受けた者は、規則第19条の規定により利子補給金の交付に係る交付対象借入金の支払に係る収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する証拠書類は、利子補給金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、利子補給金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月28日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年7月7日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別記様式第 1 号（第 8 条関係）

年 月 日

（宛先）山形市長

（申請者）

郵便番号

住所

ふりがな

氏名

電話番号

患者との関係

山形市重粒子線がん治療費利子補給対象者認定申請書

山形大学医学部附属病院における重粒子線がん治療に関し、利子補給金の交付対象者としての認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 重粒子線がん治療を受ける患者

郵便番号		ふりがな	
住所		名前	
		生年月日	

2 利子補給対象治療

利子補給対象治療	山形大学医学部附属病院における重粒子線がん治療		
照射治療開始日	年	月	日
照射治療費支払日	年	月	日

3 利子補給の対象となる借入額及び先進医療特約保険等

対象借入額	借入金総額	重粒子線がん治療費助成額	先進医療特約保険等給付額 (保険会社名)
円	円	円	円

4 借入金の内容

借入先金融機関名	(本店 ・ 支店)
約 定 借 入 金	金 円
約 定 年 利 率	% (保証料率を含む。)
償 還 方 法	元利均等返済 ・ 元金均等返済
第1回利子支払年月	年 月
償 還 期 間	年 月 ～ 年 月

年 月 日

（宛先）山形市長

【利子補給対象者】

住所 _____

氏名 _____ (印)

【利子補給対象者と同一世帯の者】

氏名 _____

氏名 _____

氏名 _____

氏名 _____

誓約書兼個人情報取得に関する同意書

山形市重粒子線がん治療費利子補給金の交付対象者の認定を申請するに当たって、下記の事項について誓約します。

また、山形市又は山形県が、申請事項及び下記の事項を確認するため、申請書に記載された情報を、山形市、山形県、山形大学医学部附属病院、保険会社等から取得することについて同意します。

記

- 1 重粒子線がん治療を受けた者は、重粒子線がん治療の照射治療の開始日において引き続き1年以上、山形市に住所を有している。
- 2 前年（1月1日から5月31日までの間の申請の場合は、前々年）の世帯の課税総所得金額が600万円以下である。
- 3 重粒子線がん治療の照射治療費を対象とした先進医療特約保険等の給付金を受け取っていない、又は受け取っているが当該給付金の額は照射治療費の額に満たない金額であり、その金額を山形市重粒子線がん治療費利子補給対象者認定申請書に記載している。

様式第 3 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

山形市長

山形市重粒子線がん治療費利子補給金交付対象者の認定について（通知）

年 月 日付けで申請がありましたみだしの利子補給金の交付対象者
につきましては、山形市重粒子線がん治療費利子補給金交付要綱第 9 条の規定により、下記
のとおり認定しましたので通知します。

記

様式第 4 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

山形市長

山形市重粒子線がん治療費利子補給金交付対象者の不認定について（通知）

年 月 日付けで申請がありましたみだしの利子補給金の交付対象者
につきましては、下記の理由により認定しませんので、山形市重粒子線がん治療費利子補給
金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

記

不認定となった理由

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

（宛先）山形市長

届出者

住 所	(郵便番号)
ふ り が な	
氏 名	
電 話 番 号	

山形市重粒子線がん治療費利子補給金変更届出書

年 月 日付け 第 号で認定の通知があった山形市重粒子線がん治療費利子補給金の内容を次のとおり変更したので、山形市重粒子線がん治療費利子補給金交付要綱第10条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

1 変更の内容

変 更 事 項	認 定 時	変 更 後

2 変更の理由

--

【備考】

- 1 変更のあった事項のみ記載してください。
- 2 変更内容については、認定時及び変更後の欄に、その内容が対比できるように記載してください。

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

（宛先）山形市長

申請者

住 所	(郵便番号)
ふりがな	
氏 名	
電 話 番 号	
患者との関係	

山形市重粒子線がん治療費利子補給金交付申請書兼請求書

山形市重粒子線がん治療費利子補給金を交付されるよう、山形市重粒子線がん治療費利子補給金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額

認定年月日・番号	年 月 日 第 号
借入金総額 (全 体) A	金 円
利子補給の対象借入金 (全 体) B	金 円
利子補給の対象期間 (全 体)	年 月 ～ 年 月
年間利子支払額C※1	金 円
補助対象利子支払額 $C \times B / A$ D	金 円
$(D \times 1 / 2)$ E※2	金 円
交付申請額 D - E	金 円
利子支払期間 (交付申請期間)	年 月 ～ 年 月

※1 前年の1月1日から12月31日までの間に協力金融機関に対して支払った利子額を延滞利息（損害金・違約金）の額を含めずに記入してください。

※2 千円未満の端数が生じるときは、その端数金額を切り捨てた額になります。

2 振込先

金融機関名	
本・支店名	本店 ・ 支店
口座種別	1 普通預金 2 当座預金
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

様式第7号（第11条関係）

山形市重粒子線がん治療費利子補給金利子支払証明書

借入者氏名	
借入者住所	
借入年月日	年 月 日
借入金額 (全体)	金 円
借入期間 (全体)	年 月 ～ 年 月
取扱番号	

上記借入者の 年 の返済状況は次のとおりです。

【年間返済状況】

(単位：円)

月	元金償還額	利子支払額	合 計	備 考
1 月				
2 月				
3 月				
4 月				
5 月				
6 月				
7 月				
8 月				
9 月				
1 0 月				
1 1 月				
1 2 月				
合 計				

※利子支払額には延滞利息（損害金・違約金）の額を含めずに記入してください。

年 月 日

(宛先) 山形市長

金融機関名

印

様式第 8 号（第 1 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

山形市長

山形市重粒子線がん治療費利子補給金交付決定及び額の確定について（通知）

年 月 日付けで申請がありましたみだしの利子補給金につきましては、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和 5 2 年市規則第 1 0 号）第 6 条第 1 項の規定により下記のとおり交付することに決定するとともに、同規則第 1 4 条の規定により利子補給金の額を確定しましたので通知します。

記

確定補給金額 円